

伊良湖休暇村公園施設（道路）指定管理者運営モニタリング結果（2023年度）

1 施設の概要

施設名	伊良湖休暇村公園施設（道路）
所在地	田原市中山町及び伊良湖町地内
設置根拠	自然公園法、愛知県観光施設条例（昭和41（1966）年 供用開始）
設置目的	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。また、県内の観光旅行者の利便を図る。
施設概要	幹線道路及び南進入路 延長 3,225.5m、幅員 6.5m ※通年利用可

2 指定管理概要

指定管理者名	田原市
指定期間	2021年4月1日から2026年3月31日まで

3 利用状況

（単位：人、件）

区分	2023年度		2022年度		増減 （①－②）
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
道路	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

（単位：千円）

区分	2023年度		2022年度		増減 （①－②）
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	—	—	—	—	—
利用料金収入	—	—	—	—	—
指定管理料	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
支出	—	—	—	—	—
収支差	—	—	—	—	—

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

評価	評価内容
A	パトロールが定期的実施され、適切な管理がなされていた。

(2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	関係法令等を遵守し適切に実施されていた。
施設の適正な管理	A	協定書等を遵守し適切に実施されていた。
サービスの維持・向上	A	適切に実施されていた。
運営等の安定性	A	適切に実施されており、問題なかった。

【評価の基準】

評価	基準
S	県の求める水準と比べて、期待を上回る水準で管理運営されている。
A	概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。（協定書等の水準）
B	一部を除き、概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。
C	県の求める水準と比べて不十分な状況である。

(3) 今後の対応等

- ☐ 適切な管理がなされていたため、今後も定期的なパトロールや災害発生時等の連絡調整を徹底していただきたい。

6 利用者からの反応

- ☐ 特になし。

7 その他

- ☐ 施設の老朽化対策等について、他の県有施設を含めた全体の状況を把握した上で、優先順位を付けて実施していく。

○ 問い合わせ先

環境局環境政策部自然環境課 調整・施設・自然公園グループ
電話：０５２－９５４－６２２７（ダイヤルイン）
ファクシミリ：０５２－９６３－３５２６
メールアドレス：shizen@pref.aichi.lg.jp